

令和6年能登半島地震被災者支援等としての寄附に関する事務取扱要綱運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、令和6年能登半島地震被災者支援等としての寄附に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(受付協力金融機関)

第2条 要綱第2条に規定する口座への振込みによる寄附の受付は、次の金融機関の口座への振込みによるものとする。この場合において、当該金融機関の本店支店の窓口からの振込みに限り、振込手数料を無料とする。

金融機関・店名	口座番号	口座名義
横浜銀行 川崎支店	普通預金 6 3 6 1 9 4 2	かわさきしれいわろくねんの と はんとう 川崎市令和6年能登半島 じしんひさいしやしえんとう 地震被災者支援等 き ふ きん こう ざ 寄附金口座
川崎信用金庫 本店営業部	普通預金 3 0 9 7 2 6 4	
セレサ川崎農業協同組合 みなみ支店	普通預金 0 0 5 5 7 6 9	

2 要綱第2条に規定するクレジットカードによる寄附の受付は、本市ウェブサイトから遷移するクレジットカード納付サイトにより行うものとする。

(感謝状等の贈呈)

第3条 1回の寄附額が500,000円に満たない場合で、特に必要があると認める場合の寄附者への謝意は、礼状をもって行うものとする。

(寄附等の公表)

第4条 要綱第5条第1項の申し込みに必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 寄附者名等の公表を希望すること。
- (2) 氏名又は法人の名称
- (3) 住所又は主たる事務所の所在地
- (4) 電話番号

(5) 寄附金額

2 要綱第5条第1項の申し込みは、メール、郵送又はFAXにより、財政局財政部寄附財源担当宛てに行うものとする。

3 要綱第5条第2項に規定する寄附者名及び寄附金額の公表は、原則として、毎月第1週、第3週までの受付分について、それぞれ第2週、第4週の水曜日以降に行うものとする。

4 要綱第5条第3項に規定する事項に係る公表は、随時行うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和6年1月9日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年8月5日から施行する。